

国保加入の手続き ～ 原則 14 日以内に届出をお願いします ～

こんなとき	届出・申請に必要なもの等	資格取得日
◎ 転入したとき	<p style="text-align: center;"><u>転入手続きの際に、併せてお届けください</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世帯主と対象の方のマイナンバーが分かるもの (マイナンバーカードまたは通知カード) ● 来庁者の本人確認書類 (顔写真付のもの 1 点、顔写真のないもの 2 点) ● その他に前住所地で発行された書類がある方はお持ちください 	◎ 転入した日から加入
◎ 職場の健康保険をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保険資格喪失証明書 (職場に発行してもらってください) ● 世帯主と対象の方のマイナンバーが分かるもの (マイナンバーカードまたは通知カード) ● 来庁者の本人確認書類 (顔写真付のもの 1 点、顔写真のないもの 2 点) <p>【国保税関係】 ※ 倒産、解雇などによる離職をされた方は雇用保険受給資格者証をお持ちください。条件を満たす場合、国保税が軽減されます。詳しくは税務課へお問い合わせください。</p>	◎ 健康保険の資格を喪失した日 (退職日の翌日) から加入 ◎ 国保組合の資格を喪失した日 (組合の被保険者でなくなった日) から加入
◎ 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	<p style="text-align: center;">◎ 職場の健康保険をやめたときと同様</p> <p>【国保税関係】 ※ 職場の健康保険 (国保組合を除く) に加入していた人が、後期高齢者医療制度へ移ったことにより、被扶養者であった 65 歳以上の人が国保に加入した場合は、国保税の減免措置があります。詳しくは税務課へお問い合わせください。</p>	◎ 被扶養者の資格を喪失した日から加入
◎ 職場の健康保険の任意継続の期間が満了したとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 任意継続保険の資格喪失証明書 または 任意継続の資格喪失予定年月日が印字されている「健康保険資格確認書」等全員分 ● 世帯主と対象の方のマイナンバーが分かるもの (マイナンバーカードまたは通知カード) ● 来庁者の本人確認書類 (顔写真付のもの 1 点、顔写真のないもの 2 点) 	◎ 任意継続保険の喪失年月日から加入
◎ 子どもが生まれたとき	<p style="text-align: center;"><u>出生届を出される際に、併せてお届けください</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世帯主のマイナンバーが分かるもの (マイナンバーカードまたは通知カード) ● 来庁者の本人確認書類 (顔写真付のもの 1 点、顔写真のないもの 2 点) 	◎ 生まれた日から加入
◎ 生活保護を受けなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護廃止決定通知書 ● 世帯主のマイナンバーが分かるもの (マイナンバーカードまたは通知カード) ● 来庁者の本人確認書類 (顔写真付のもの 1 点、顔写真のないもの 2 点) 	◎ 生活保護の廃止された日から加入